

# **自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領**

**令和6年5月**

**尼 崎 市**

**資産統括局 財務部 公有財産課**

**公営企業局 財務課**

**上下水道部 浄水センター**

**下水道担当 下水浄化センター**

| 目次                          | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 1 公募物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 1   |
| 2 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 1   |
| 3 自動販売機の設置条件等・・・・・・・・・・     | 2   |
| 4 応募申込み等・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4   |
| 5 質疑書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 5   |
| 6 見積書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 6   |
| 7 見積合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 7   |
| 8 設置事業者決定の取消し・・・・・・・・・・     | 8   |
| 9 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 8   |
| 10 事務局(提出先)・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8   |

## 資料

手続スケジュール・・・・・・・・・・ P 9

公募物件一覧表・・・・・・・・・・ P 1 0

物件個別明細書・・・・・・・・・・ P 1 1～P 1 8

応募申込書・誓約書

見積書

質疑書

見積合わせ立会申込書

尼崎市が行う自動販売機（清涼飲料水）設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募見積合わせに応募される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申込みください。

## 1 公募物件

- (1) 対象件数は8物件（8台）。1物件ごとに設置事業者を選定する。
- (2) 販売品目については、清涼飲料水のみとする。  
各物件の詳細については、公募物件一覧表及び物件明細書のとおり。
- (3) 現場見学を希望する場合は、各物件明細書に記載の担当者へ問い合わせること。

## 2 応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者に限る。

- (1) 法人であること。
- (2) 自動販売機の設置事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有すること。参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における貸借対照表で債務超過でないこと。
- (3) 国税及び尼崎市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者（前号に該当するものを除く。）でないこと。
- (9) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
  - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 本市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- カ 本市との契約により、当該契約の後に代価の額を決定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないものを本市との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

### 3 自動販売機の設置条件等

#### (1) 使用許可等

##### ア 設置事業者の施設使用手続

見積合わせ番号 R6-1 から R6-4 までについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産使用許可を受けて使用すること。

見積合わせ番号 R6-5 から R6-8 については、地方公営企業法第33条第3項の規定に基づき企業用財産使用許可を受けて使用すること。

##### イ 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和6年8月1日から令和7年3月31日まで（予定）とする。ただし、設置場所を公用又は公共用に供する必要性（用途変更及び廃止を含む。）や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障がないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可等を更新することができる。なお、更新については、応募時の条件を変更しないことを原則とし、4回の更新（最大設置期間は4年8カ月）を限度とする。なお、使用許可の更新の際は、別途、更新申請書を提出すること。

##### ウ 使用許可の取消し

本市は、使用許可期間中であっても、設置事業者において使用許可等の条件に違反する行為があると認められる場合及び本市が公用又は公共用に供する場合（用途変更、廃止及び長期閉鎖等を含む。）は、使用許可等を取り消すことができる。

また事業者が上記2に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、本市は使用許可を取り消すことができる。なお使用許可等が取り消されたことにより生じた損害等があっても、本市はその補償等は一切行わない。

## エ 使用料

使用料については、本市の設定する最低使用料年額以上で、かつ、最高金額をもって有効な見積りをした者の金額とする。(最低使用料年額については「P10 公募物件一覧表」を参照のこと。)

使用料は、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期日までに当該年度分を全額納付するものとする。なお、遅延した場合は、尼崎市公有財産規則等に定める遅延利息を支払わなくてはならない。

1年に満たない使用許可期間については、使用料を365で除して得た金額に、日割り対象期間の日数を乗じて得た額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (2) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(自動販売機が使用する電源設置工事及び必要な電力使用料計測用子メーター設置費用等を含む。)、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とする。

電気使用料の請求額については、原則として設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて得た額とする。

### (3) 販売品目

ア 清涼飲料水については、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などとする。

イ 酒類及びタバコの販売をしないこと。

### (4) 使用上の制限

ア 自動販売機は、各物件明細書に示した場所に、指定サイズ内(業務の支障及び通行の妨げにならない範囲)で設置すること。設置する自動販売機の外形寸法に注意し、事前に設置場所を確認すること。

イ 使用許可の期間中に、自動販売機設置にかかる許認可等の取消しを受けていないこと(該当の場合のみ)。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ グリーン購入法の適合機とすること。

オ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設管理者の指示に従うこと。また、自動販売機に商品PR用のシール等を貼る場合についても、

事前に各施設管理者に確認すること。

カ 標準小売価格を上回る価格での販売をしないこと。

キ 自動販売機の売上額及び売上本数については、月別に集計を行い、公有財産課が指定する方法で、公有財産課に報告すること。

ク 特記事項については、各物件明細書を確認すること。

#### (5) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。

イ 設置事業者は食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。また、設置事業者は、その自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責任を負うこと。

ウ 原則として自動販売機に併設して、自動販売機 1 台に 1 個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を講じる等の安全設置をすること。自動販売機の転倒等により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、設置事業者においてその損害を賠償するものとする。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明示すること。

キ 第三者による損害又は自然災害等による故障が生じて、本市は修理費等を負担しないものとする。

## 4 応募申込み等

### (1) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書

イ 印鑑証明書

ウ 資格審査資料

① 参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における損益計算書及び貸借対照表

② 国税に滞納がないことを証する書類（納税証明書その 3 の 3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

事業所が尼崎市にある場合は、前段の書類に加え、尼崎市税に滞納がないことを証する書類

- ③ 商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書
- ④ 法人の概要を説明する書類（会社案内パンフレット等）

エ 設置しようとする自動販売機の仕様、寸法、グリーン購入法適合、ユニバーサルデザイン対応の詳細がわかる書類

オ 見積合わせ立会申込書（見積合わせの立会いを希望する場合に限る。）

※各証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。また、そのコピーによる提出を可とする。

※提出された書類は返却しない。また、当該書類は、必要に応じて公開する場合がある。経営のノウハウに関する等で公開できない場合は、その旨明記すること。

## (2) 申込みの手続

郵送又は持参すること。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。なお、応募件数に制限はない。

## (3) 応募申込書の受付

ア 期間

令和6年5月13日（月）から同月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（郵送の場合は、期間最終日の午後5時必着）

イ 場所

下記「10事務局（提出先）」のとおり

## (4) 応募資格の審査

資格審査により応募要件を満たさないと判断した場合（応募資格不備等）のみ、その旨について電話連絡を行う。

資格審査に合格した者へは、見積書封入用封筒を送付する。

なお、本市の審査期間は令和6年6月3日（月）から同月10日（月）までとする。

## 5 質疑書の提出

### (1) 質疑の手続

質疑事項は所定の質疑書に記載し、持参又は電子メールで提出すること。

### (2) 質疑書に対する回答

適宜、本市のホームページで公開する。

(3) 質疑書の受付期間

ア 期間

令和6年5月13日(月)から同月22日(水)まで(日曜日等を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(電子メールの場合は、期間最終日の午後5時必着)

イ 提出先

下記「10事務局(提出先)」のとおり

各物件の詳細に関する質疑についても、事務局に提出すること。

(4) その他

各物件の応募状況等に関する問い合わせは受け付けない。

**6 見積書の提出**

(1) 提出の手続

本市が送付する封筒に見積合わせ番号及び会社名を記載し、封筒に見積合わせ番号ごとに1件ずつ見積書を封入し、まとめて別の封筒(任意)に入れて、郵送又は持参すること。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。

なお、一度受付をした見積書に関しては、いかなる理由があろうとも、返還・差替え等には応じない。

(2) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

ア 応募資格のない者がしたもの

イ 所定の見積書によらないもの

ウ 本市が送付した所定の見積書封入用封筒によらないもの

エ 見積書封入用封筒に異なる見積合わせ番号の見積書又は複数の見積書を封入したもの

オ 見積金額が最低使用料等年額未満の額のもの

カ 応募者の記名押印がないもの

キ 申込書の申込者印(実印)と異なる印鑑を押印したもの

ク 応募者が同一物件について2通以上の見積書を提出した場合、その全部のもの

ケ 見積金額、応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

コ 見積金額が訂正されたもの

サ 見積りに関し、不正な行為を行った者がしたもの

シ 見積金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの

ス 見積金額の直前に円記号が記載されていないもの

セ 黒字又は青字のボールペン以外のものを使用したもの

ソ 応募申込みしていない物件の見積りがされたもの

タ その他見積書に関する条件に違反したもの

(3) 見積書の受付

ア 期間

令和 6 年 6 月 1 1 日（火）から同月 2 5 日（火）まで（日曜日等を除く。）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

（郵送の場合は、期間最終日の午後 5 時必着）

イ 提出先

下記「10 事務局（提出先）」のとおり

## 7 見積合わせ

(1) 日時

令和 6 年 6 月 2 7 日（木）午後 2 時から

(2) 場所

兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼崎市役所本庁舎 中館 8 階 8 - 2 会議室

別途立会申込みをした者のみ立会可能。

(3) 設置事業者の決定

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者を設置事業者とする。

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者が 2 者以上あるときは、後日指定する日時にくじにより設置事業者を決定する。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（選定事務に関係のない本市職員）が応募者に代わってくじを引き、設置事業者を決定する。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできない。

(4) 見積合わせの中止

不正な見積書提出が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他緊急等やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止又は延期することがある。なお、この場合において、当該見積合わせに要した費用を本市に請求することはできない。

#### (5) 見積結果の公表

見積結果については、物件ごとに応募申込件数、決定した設置事業者名及び決定金額を本市ホームページにて公表する。結果の公表は6月28日(金)の正午である。電話等の照会には回答しない。

### 8 設置事業者決定の取消し

設置事業者において、次のいずれかに該当する場合は設置事業者の決定を取り消し、次点者を設置事業者とする。次点者が辞退等の場合は下位の次点者について同様とする。この場合、決定した次点者は自身が提示した金額で設置することとする。

なお、本市は決定取消しの事業者に対して、それにより生じた損害賠償を請求する場合がある。

- (1) 設置事業者の決定を辞退した場合
- (2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続を行わなかった場合
- (3) 使用許可等の手続完了までに設置事業者が設置条件や募集条件を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合（使用許可等の手続完了後にあっては、別に定めるところにより対応する。）
- (4) 正当な理由なくして売上報告を怠ったとき。

### 9 その他

- (1) 本募集及び使用許可等の手続に関する一切の費用については設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の設置の際は、安全管理に努めること。
- (3) 自動販売機の設置後において、本市が設置事業者の財務状況について必要な資料の提供を求めたときは誠実に対応すること。
- (4) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市契約規則、尼崎市公有財産規則等の関連諸法令に定めるところによって処理する。

### 10 事務局（提出先）

尼崎市 資産統括局 財務部 公有財産課

〒660-8501

所在地：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号（尼崎市役所本庁舎北館4階）

電話：06-6489-6230、電子メール：ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：中井、飯田

## 手続スケジュール

| 項目       | 日時                           | 実施要領該当箇所            |
|----------|------------------------------|---------------------|
| 応募申込書の受付 | 令和6年5月13日（月）から<br>5月31日（金）まで | P4～P5<br>「4 応募申込み等」 |
| 質疑書の受付   | 令和6年5月13日（月）から<br>5月22日（水）まで | P5～P6<br>「5 質疑書の提出」 |
| 資格等の審査   | 令和6年6月3日（月）から<br>6月10日（月）まで  | P5<br>「4 応募申込み等(4)」 |
| 見積書の受付   | 令和6年6月11日（火）から<br>6月25日（火）まで | P6～P7<br>「6 見積書の提出」 |
| 見積合わせ    | 令和6年6月27日（木）                 | P7<br>「7 見積合わせ」     |
| 使用許可等の手続 | 令和6年7月から順次                   |                     |
| 使用許可等の開始 | 令和6年8月 1日（木）                 |                     |

公募物件一覧表

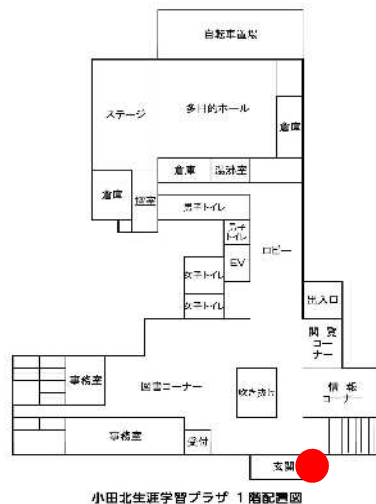
| 見積合わせ番号 | 設置施設名       | 設置場所       | 所在地            | 台数 | 販売品目            | 最低使用料等<br>年額(税込) | 設置<br>箇所<br>区分 | 消費<br>税等 | 売上実績<br>(R4.4月<br>～R5.3月)<br>(本数) | 売上実績<br>(R5.4月<br>～R6.3月)<br>(本数) | 追加機能              |                    |                   |            | 備考   |
|---------|-------------|------------|----------------|----|-----------------|------------------|----------------|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|------------|------|
|         |             |            |                |    |                 |                  |                |          |                                   |                                   | グリーン<br>購入法<br>適合 | ユニバー<br>サル<br>デザイン | ローケー<br>ション<br>対応 | 災害救助<br>対応 |      |
| R6- 1   | 小田北生涯学習プラザ  | 1階南側入口風除室  | 尼崎市潮江1目11-1    | 1  | 清涼飲料水           | 22,758円          | 屋内             | 課税       | 2,667                             | 3,852                             | ○                 | ○                  | ○                 | ○          |      |
| R6- 2   | A-LAB       | 玄関前        | 尼崎市西長洲町2丁目33-1 | 1  | 清涼飲料水           | 9,753円           | 屋外             | 非課税      | 2,339                             | 2,702                             | ○                 | ×                  | ×                 | ×          |      |
| R6- 3   | 道意住宅        | 集会所出入口前    | 尼崎市道意町6丁目1     | 1  | 清涼飲料水           | 9,753円           | 屋外             | 非課税      | -                                 | -                                 | ○                 | ×                  | ×                 | ×          | 新規設置 |
| R6- 4   | 資源リサイクルセンター | 1階市民工房玄関前  | 尼崎市東海岸町23-1    | 1  | 清涼飲料水           | 9,753円           | 屋外             | 非課税      | 3,163                             | 3,316                             | ○                 | ○                  | ×                 | ×          |      |
| R6- 5   | 上下水道庁舎      | 1階ロビー(ア)   | 尼崎市東七松町2丁目4-16 | 1  | 清涼飲料水           | 22,758円          | 屋内             | 課税       | 9,528                             | 10,746                            | ○                 | ○                  | ○                 | ○          |      |
| R6- 6   | 上下水道庁舎      | 1階ロビー(イ)   | 尼崎市東七松町2丁目4-16 | 1  | 清涼飲料水<br>【紙コップ】 | 22,758円          | 屋内             | 課税       | 3,397                             | 2,190                             | ○                 | ○                  | ○                 | ×          |      |
| R6- 7   | 神崎浄水場       | 1階ロビー      | 尼崎市次屋4丁目6-1    | 1  | 清涼飲料水           | 22,758円          | 屋内             | 課税       | 2,973                             | 2,699                             | ○                 | ×                  | ×                 | ×          |      |
| R6- 8   | 東部浄化センター    | 管理棟1階玄関ホール | 尼崎市松島町32       | 1  | 清涼飲料水           | 22,758円          | 屋内             | 課税       | 5,452                             | 4,510                             | ○                 | ×                  | ×                 | ×          |      |

※ 各物件の配置図や条件、担当部署等の詳細については、別添の物件明細書を参照してください。

# 物件明細書

|                 |                                |            |
|-----------------|--------------------------------|------------|
| 見積合わせ番号: R6-1   | 施設名称                           | 小田北生涯学習プラザ |
| ①所在地            | 尼崎市潮江1丁目11番1号                  |            |
| ②施設内勤務者数        | 9人                             |            |
| ③一日の平均来庁者数      | 約300人                          |            |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 2,667本、令和5年度: 3,852本    |            |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 小田地域課/奥/06-6488-5441           |            |
| ⑥設置場所           | 1階 南側入口 風除室                    |            |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む) |            |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋内                             |            |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 22,758円                        |            |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                     | 必要         |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                    | 必要         |
|                 | ③ロケーション対応型                     | 必要         |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                    | 必要         |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)         |            |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル(密封容器)              |            |
| ⑬他の自動販売機の有無     | 2階エレベータ前に1台設置済                 |            |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                              |            |
| ⑮特記事項           |                                |            |

## ⑯自動販売機位置図



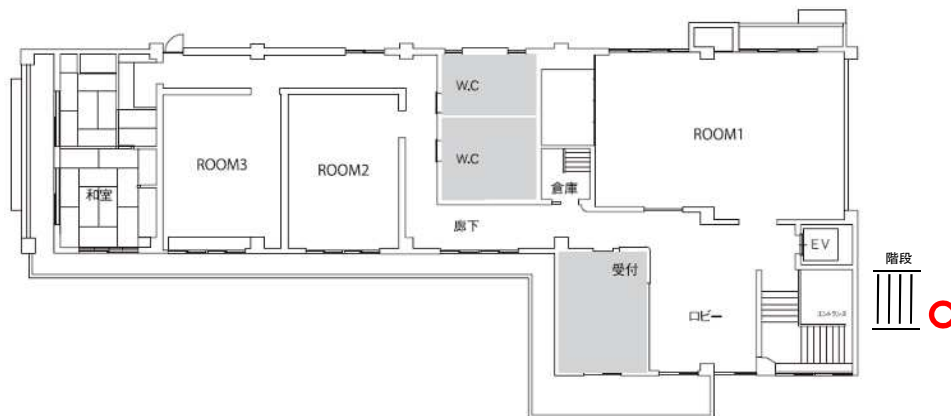
## ⑰写真



# 物件明細書

|                 |                                |       |
|-----------------|--------------------------------|-------|
| 見積合わせ番号: R6-2   | 施設名称                           | A-LAB |
| ①所在地            | 尼崎市西長洲町2丁目33-1                 |       |
| ②施設内勤務者数        | 2                              |       |
| ③一日の平均来庁者数      | 10人(会期中のみ)                     |       |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 2,339本、令和5年度: 2,702本    |       |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 文化振興課/山城/06-6489-6385          |       |
| ⑥設置場所           | 玄関前                            |       |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む) |       |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋外                             |       |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 9,753円                         |       |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                     | 必要    |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                    | 不要    |
|                 | ③ロケーション対応型                     | 不要    |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                    | 不要    |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)         |       |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル(密封容器)              |       |
| ⑬他の自動販売機の有無     | 無                              |       |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                              |       |
| ⑮特記事項           |                                |       |

## ⑯自動販売機位置図



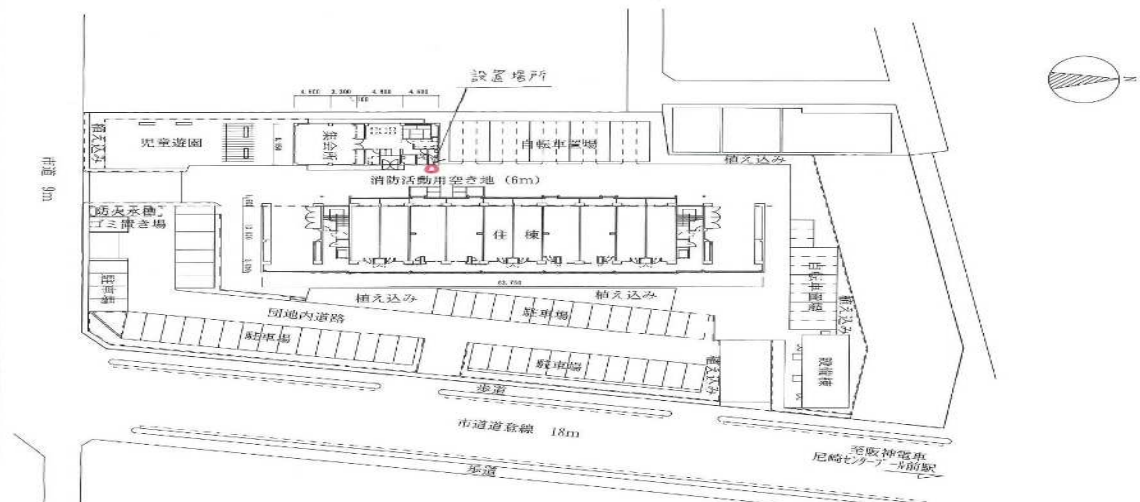
## ⑰写真



# 物件明細書

|                 |                                |      |
|-----------------|--------------------------------|------|
| 見積合わせ番号: R6-3   | 施設名称                           | 道意住宅 |
| ①所在地            | 尼崎市道意町6丁目1                     |      |
| ②施設内勤務者数        | 122人(居住者)                      |      |
| ③一日の平均来庁者数      | 不明                             |      |
| ④既設自動販売機売上本数    | 新規物件のため、売上実績なし                 |      |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 住宅管理担当/辻/06-6489-6632          |      |
| ⑥設置場所           | 集会所出入口前(出入リロに向かって右側)           |      |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む) |      |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋外                             |      |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 9,753円                         |      |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                     | 必要   |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                    | 不要   |
|                 | ③ロケーション対応型                     | 不要   |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                    | 不要   |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)         |      |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル                    |      |
| ⑬他の自動販売機の有無     | 無                              |      |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 無                              |      |
| ⑮特記事項           |                                |      |

## ⑯自動販売機位置図



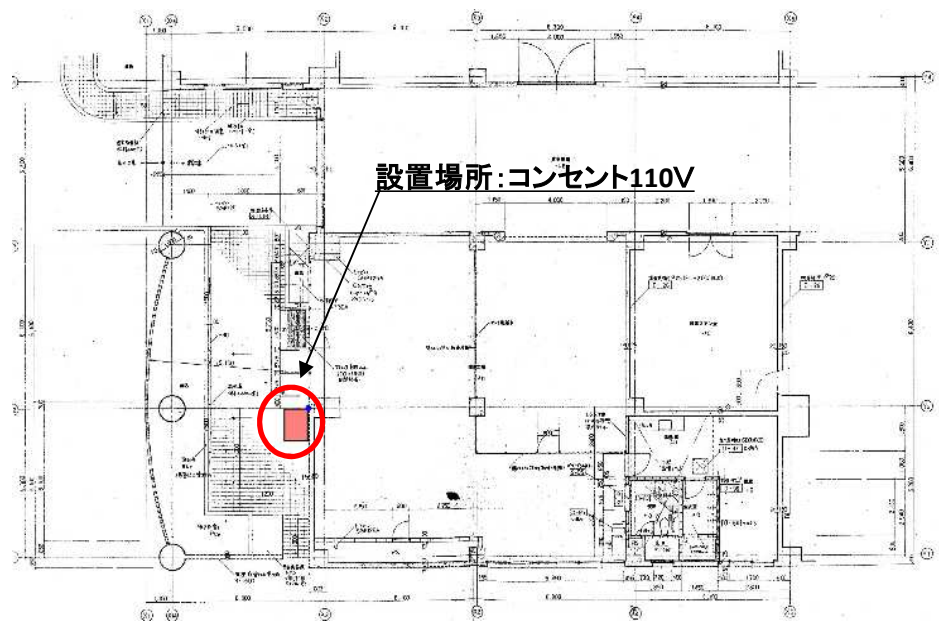
## ⑰写真



# 物件明細書

|                 |                                           |             |
|-----------------|-------------------------------------------|-------------|
| 見積合わせ番号: R6-4   | 施設名称                                      | 資源リサイクルセンター |
| ①所在地            | 尼崎市東海岸町23番地の1                             |             |
| ②施設内勤務者数        | 50人                                       |             |
| ③一日の平均来庁者数      | 約10人                                      |             |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 3,163本、令和5年度: 3,316本               |             |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | クリーンセンター 資源リサイクルセンター管理担当/田村/06-6409-01512 |             |
| ⑥設置場所           | 1階市民工房玄関前                                 |             |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)            |             |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋外                                        |             |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 9,753円                                    |             |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                                | 必要          |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                               | 必要          |
|                 | ③ロケーション対応型                                | 不要          |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                               | 不要          |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)                    |             |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル(密封容器)                         |             |
| ⑬他の自動販売機の有無     | 無                                         |             |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                                         |             |
| ⑮特記事項           | 令和6年6月から10月まで外壁工事予定。                      |             |

## ⑯自動販売機位置図



## ⑰写真



# 物件明細書

|                 |                                                           |        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------|--------|
| 見積合わせ番号: R6-5   | 施設名称                                                      | 上下水道庁舎 |
| ①所在地            | 尼崎市東七松町2丁目4番16号                                           |        |
| ②施設内勤務者数        | 約200名(職員約150名、その他委託業者など約50名)                              |        |
| ③一日の平均来庁者数      | 不明                                                        |        |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 9,528本、令和5年度: 10,746本                              |        |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 財務課/今熊/06-6489-7401                                       |        |
| ⑥設置場所           | 1階ロビー(ア)                                                  |        |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)                            |        |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋内                                                        |        |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 22,758円                                                   |        |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                                                | 必要     |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                                               | 必要     |
|                 | ③ロケーション対応型                                                | 必要     |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                                               | 必要     |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)                                    |        |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル(密封容器)                                         |        |
| ⑬他の自動販売機の有無     | なし                                                        |        |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                                                         |        |
| ⑮特記事項           | ・令和6年3月末まで自動販売機の設置あり。<br>・別途、紙コップタイプも設置予定(本機と合わせて2台設置予定)。 |        |

## ⑯自動販売機位置図



## ⑰写真



# 物件明細書

|                 |                                                                  |        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| 見積合わせ番号: R6-6   | 施設名称                                                             | 上下水道庁舎 |
| ①所在地            | 尼崎市東七松町2丁目4番16号                                                  |        |
| ②施設内勤務者数        | 約200名(職員約150名、その他委託業者など約50名)                                     |        |
| ③一日の平均来庁者数      | 不明                                                               |        |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 3,397本、令和5年度: 2,190本                                      |        |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 財務課/今熊/06-6489-7401                                              |        |
| ⑥設置場所           | 1階ロビー(イ)                                                         |        |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)                                   |        |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋内                                                               |        |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 22,758円                                                          |        |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                                                       | 必要     |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                                                      | 必要     |
|                 | ③ロケーション対応型                                                       | 必要     |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                                                      | 不要     |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)                                           |        |
| ⑫販売種別           | 紙コップ                                                             |        |
| ⑬他の自動販売機の有無     | なし                                                               |        |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                                                                |        |
| ⑮特記事項           | ・令和6年3月末まで自動販売機の設置あり。<br>・別途、ビン・缶・ペットボトルタイプも設置予定(本機と合わせて2台設置予定)。 |        |

## ⑯自動販売機位置図



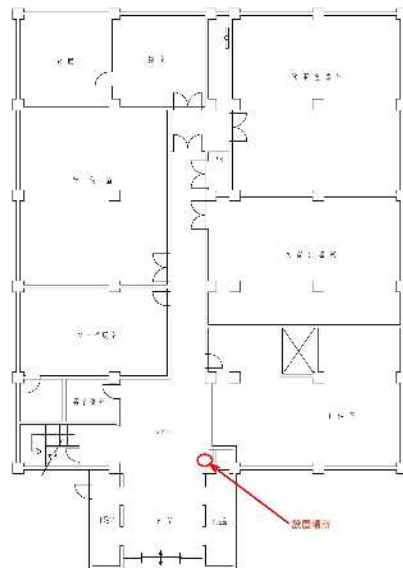
## ⑰写真



# 物件明細書

|                 |                                |       |
|-----------------|--------------------------------|-------|
| 見積合わせ番号: R6-7   | 施設名称                           | 神崎浄水場 |
| ①所在地            | 尼崎市次屋4丁目6番1号                   |       |
| ②施設内勤務者数        | 22名                            |       |
| ③一日の平均来庁者数      | 不明                             |       |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 2,973本、令和5年度: 2,699本    |       |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 浄水センター/三浦/06-6499-0345         |       |
| ⑥設置場所           | 1階ロビー                          |       |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む) |       |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋内                             |       |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 22,758円                        |       |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                     | 必要    |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                    | 不要    |
|                 | ③ロケーション対応型                     | 不要    |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                    | 不要    |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)         |       |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル(密封容器)              |       |
| ⑬他の自動販売機の有無     | 無                              |       |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                              |       |
| ⑮特記事項           |                                |       |

## ⑯自動販売機位置図



1 階平面図

## ⑰写真



( 表面 )

受付番号

令和      年      月      日

## 応募申込書

尼崎市長   あて  
尼崎市公営企業管理者   あて

自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を承知の上、次のとおり申し込みます。

なお、市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人名を掲載することに同意します。

(      丁      ー      )

申込者   所在地  
          法人名

代表者氏名

印

(担当責任者)

所   属  
職・氏名  
電話  
F A X  
E メール

### ・応募物件

応募する見積合わせ番号を○で囲ってください。(複数物件の申込も可能です。)  
(番号の間違いないよう確認の上、記入してください。)

| 見      積      合      わ      せ      番      号 |      |      |      |      |      |
|---------------------------------------------|------|------|------|------|------|
| R6-1                                        | R6-2 | R6-3 | R6-4 | R6-5 | R6-6 |
| R6-7                                        | R6-8 |      |      |      |      |

注1    申込者の印鑑は、見積書の応募者の印鑑と必ず同一のものを使用してください。

注2    法人の印鑑証明の代表者印を使用してください。

# 物件明細書

|                 |                                |          |
|-----------------|--------------------------------|----------|
| 見積合わせ番号: R6-8   | 施設名称                           | 東部浄化センター |
| ①所在地            | 尼崎市西松島町32                      |          |
| ②施設内勤務者数        | 30人                            |          |
| ③一日の平均来庁者数      | 5人                             |          |
| ④既設自動販売機売上本数    | 令和4年度: 5,452本、令和5年度: 4,510本    |          |
| ⑤担当部署/担当者/連絡先   | 下水浄化センター/岩佐/06-6499-4515       |          |
| ⑥設置場所           | 管理棟1階玄関ホール                     |          |
| ⑦設置台数/スペース      | 1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む) |          |
| ⑧屋内・屋外の別        | 屋内                             |          |
| ⑨最低使用料等(年額・税込)  | 22,758円                        |          |
| ⑩設置機種           | ①グリーン購入法適用                     | 必要       |
|                 | ②ユニバーサルデザイン                    | 不要       |
|                 | ③ロケーション対応型                     | 不要       |
|                 | ④災害救助ベンダー対応                    | 不要       |
| ⑪販売品目           | 清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)         |          |
| ⑫販売種別           | ビン・缶・ペットボトル(密封容器)              |          |
| ⑬他の自動販売機の有無     | 駐車場(テニスコート側)に1台、広場管理事務所前に1台    |          |
| ⑭自販機に接続可能なコンセント | 有                              |          |
| ⑮特記事項           |                                |          |

## ⑯自動販売機位置図



## ⑰写真



( 裏面 )

## 誓約書

自動販売機設置事業者募集に応募するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領（以下「実施要領」という。）の内容をすべて承知しています。
- 2 自動販売機設置に伴う使用許可等を受ける内容、状況を把握しています。
- 3 実施要領における応募資格の内容及びグリーン購入法等の設置条件をすべて満たしています。
- 4 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 5 市長から役員等の氏名その他の上記4に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供します。
- 6 暴力団等から公募物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
- 7 事業者選定への暴力団等の関与を排除するために公募物件に係る使用許可等が取り消されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

# 見 積 書

令和6年 月 日

尼崎市長 あて  
尼崎市公営企業管理者 あて

応 募 者  
所 在 地

法人名及び代表者名

印

自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を承知の上、見積  
ります。

見積合わせ番号（必ず記載してください）

R6 -

価 格

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

円

件 名

自動販売機設置事業者の公募見積合わせ

- (注) 1 価格は使用料等の年額（税込）を記載すること。  
2 金額はアラビア数字1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。  
3 黒又は青のボールペンを使用すること。  
4 応募者の印鑑は、応募申込書に押印した実印鑑を使用すること。  
5 物件ごとに指定の封筒に入れ、提出すること。

自動販売機設置事業者公募見積合わせ

質 疑 書

令和6年 月 日

|      |           |        |
|------|-----------|--------|
| 応募者  | 所在地       |        |
|      | 法人名       |        |
| 連絡先等 | 所属部署      | 担当者名   |
|      | 電話番号      | FAX 番号 |
|      | 電子メールアドレス |        |

質疑内容

受付番号

令和6年 月 日

## 見積合わせ立会申込書

尼崎市長 あて  
尼崎市公営企業管理者 あて

自動販売機設置事業者の選定に係る見積合わせについて、次のとおり立会いを申し込みます。

(〒            ー            )  
申込者 所在地

法人名

代表者氏名

(押印不要)

(担当責任者)  
所 属  
職・氏名  
電話  
F A X  
E メール

・立会者

| 職 名 | 氏 名 |
|-----|-----|
|     |     |

※1 事業者1人のみとする。

※応募申込みとあわせて提出すること。なお、それ以後の立会申込みは受け付けない。